

○建築基準法の例

《従前》

政令、告示により、材料、寸法等を具体的に規定（いわゆる仕様規定が主）



《平成12年～性能規定の導入》

法 律
又は
政 令

性 能 項 目

（例）耐火建築物の
主要構造部に
関する性能

- ・ 主要構造部は、屋内において発生が予測される火災による火熱に火災が終了するまで耐えること
- ・ 外壁は、建築物の周囲において発生する火熱にも火災が終了するまで耐えること

性能項目例

- ・ 防火性能
- ・ 構造安全性能
- ・ 遮音性能



政 令

性 能 基 準

（例）耐火建築物の
主要構造部に
関する基準

主要構造部が、火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないこと等



政 令
又は
告 示

高度な検証方法

評価：指定性能評価機関



認定：国土交通大臣

一般的な検証方法

（例）耐火性能検証法

例 示 仕 様

（例）主要構造部が鉄筋コンクリート造であるもの

新たな建築基準の体系

法

性能項目

(例) 耐火性能 建築物が通常の火災時における加熱に火災が終了するまで耐えること。

性能項目

- ・ 防火性能
- ・ 地震等に対する構造安全性能
- ・ 汚物処理性能 ・ 遮音性能 等

政令

性能基準

(例) 柱・はり等の主要構造部の部位別の耐火性能基準

政令
告示

検証方法

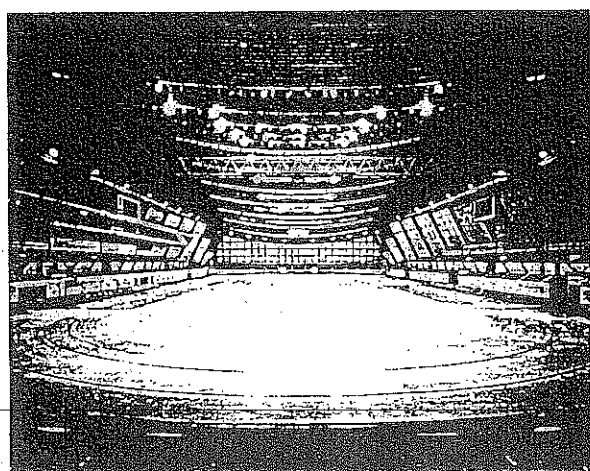
(例) 耐火設計法（火災の性状を予想し、主要構造部が耐力を保持できること等を確認する方法）

例示仕様

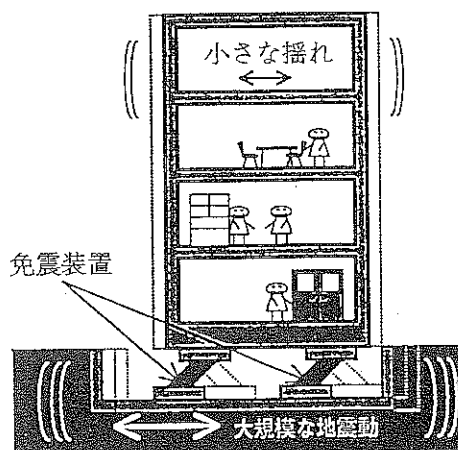
(例) 主要構造部が鉄筋コンクリート造であるもの

<性能規定の導入による効果>

耐火設計法の導入により、大規模木造ドーム等の建築が容易になる。



新しい構造計算の方法の導入により、免震構造建築物等の建築が容易になる。



[免震構造とは]

特殊ゴム等により構成される免震装置により、地震時の建築物の揺れを小さくする構法。

- ・ 柱や壁等の構造躯体のスリム化
- ・ 窓や壁等の仕上げ材の破壊防止
- ・ 家具等の転倒防止

等が可能となる。

電気・消費生活用製品関係の参考事例

項目	電気事業法（電気工作物関係）	電気用品安全法	消費生活用製品安全法
趣 旨	電気工作物の工事、維持及び運用を規制 →公共安全の確保、環境保全	電気用品の製造、販売等を規制するとともに、民間事業者の自主的な活動を促進 →電気用品による危険・障害の発生防止	消費生活用製品の製造・販売の規制、適切な保守の促進、事故情報の収集・提供 →一般消費者の生命・身体への危害防止
適用対象（例）	電力会社や工場等の発電・変電設備、ビルの受電設備、建物全般の屋内配線等	○特定電気用品：電気温水器、電動式おもちゃ、自動販売機等（全 115 品目） ○上記以外：電気こたつ、電気冷蔵庫、テレビ等（全 338 品目）	主として一般消費者の生活の用に供される製品（※消防法上の検定品は対象外） →このうち、販売規制対象は、 ・特別特定製品：乳幼児用ベッド等（3 品目） ・特定製品：石油給湯機・ふろがま・ストーブ等（6 品目）
技術基準の体系	電気事業法 →電気設備に関する技術基準を定める省令 → <u>電気設備の技術基準の解釈（通知）</u> → <u>内線規程（電気協会）</u>	電気用品安全法 →電気用品の技術上の技術基準を定める省令 ・第 1 項基準（通則として規定） ・第 2 項基準（国際規格を追加採用）	消費生活用製品安全法 →経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令
販売規制	なし	あり →事業者により PSE マークが付されていることが要件）  （特定電気用品）  （上記以外）	あり（特別特定製品・特定製品に限る。） →事業者により PSC マークが付されていることが要件）  （特別特定製品）  （特定製品）
基準認証	特になし cf. 主任技術者等により担保	特定電気用品は、登録検査機関（国内 6 社・外国 8 社）による適合性検査を義務づけ →検査方法は業務規程で定める。 cf. 経産省による試買テストあり	特別特定製品は、登録検査機関（国内 7 社）による検査を義務づけ →検査方法は業務規程で定める。 cf. 特定製品についても、第三者機関（国内 5 社）による任意検査を実施。
性能規定化等	＜従前＞ 省令・告示により、材料、寸法、計算式等を詳細に規定。 ↓ ＜平成 9 年の機能性化＞ 省令において保安上必要な性能のみで基準を定め（例：電気設備は、感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設しなければならない。）、告示の内容は行政手続法上の審査基準（通知）に移行。さらに具体的内容は内線規程（電気協会）で補足。	＜平成 14 年の第 2 項基準追加＞ 従来から規定されている国内基準（第 1 項基準）に加え、国際規格（IEC 等）をそのまま基準として採用。	省令基準は性能試験や趣旨的な規定が主